

平成19年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳	5
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	5
(二) 歳 入 の 概 要	6
1 地 方 税	6
2 地 方 譲 与 税	22
3 地方特例交付金等	22
4 地 方 交 付 税	23
5 国 庫 支 出 金	24
6 地 方 債	25
7 使用料及び手数料	28
8 雑 収 入	28
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳	29
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	29
(二) 歳 出 の 概 要	32
1 給 与 関 係 経 費	32
2 一 般 行 政 経 費	33
3 公 債 費	36
4 維 持 補 修 費	36
5 投 資 的 経 費	36
6 公 営 企 業 繰 出 金	42
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	43
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	43

策 定 方 針

平成 19 年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成 19 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税等における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を 1 年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとする。

なお、所得譲与税は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、平成 18 年度をもって廃止することとする。

- 2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

- (1) 地方財政の健全化に資するため、交付税特別会計の新規借入を行わないこととし、既往の借入金について、国・地方の負担区分に応じてそれぞれの償還責任を明確にする観点から、国の負担額 18 兆 6,648 億円を平成 19 年 4 月 1 日より国の一般会計借入金として承継するとともに、地方の負担額 33 兆 6,173 億円は、現行の償還期限である平成 38 年度までの償還計画を新たに作成した上で、計画的な償還を行う(平成 19 年度償還額 5,869 億円)。

- (2) 平成 19 年度から平成 21 年度の間は、平成 18 年度までと同様、財源不足が建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの措置を地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の制度改正として講じ、所要の法律改正を行う。

なお、地方交付税法附則第 4 条の 2 第 8 項及び第 9 項に基づき平成 19 年度に一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 6,251 億円については、法律の定めるところにより平成 22 年度以降の 3 年間で均等に加算する。

また、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 3,712 億円については、法律の定めるところにより平成 25 年度以降の地方交付税の総額に加算するとともに、平成 17 年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額 1,546 億円については、法律の定めるところにより平成 20 年度及び平成 21 年度の地方交付税

の総額から減額する。

- (3) 平成 19 年度の地方財源不足見込額 4 兆 4,200 億円については、上記(2)の考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなる。

ア. 建設地方債(財源対策債)の増発 1 兆 5,900 億円

イ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債) 2 兆 6,300 億円

ウ. 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第 4 条第 1 項に規定する特別交付金 2,000 億円

なお、特別交付金については、平成 19 年度の交付額を 4,000 億円、平成 20 年度の交付額を 2,000 億円としていたが、地方税収の動向を踏まえ、交付期間を 2 年から 3 年に延長し、平成 19 年度から平成 21 年度までの各年度の交付額を 2,000 億円とする。

- (4) 平成 19 年度においても、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正(一般財源ベース 6,000 億円)を行う。

一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち財源不足となるものについては、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成 19 年度は、平成 17 年度是正分のうち 2,100 億円、平成 18 年度是正分のうち 8,000 億円及び平成 19 年度是正分のうち財源不足となるもの 5,948 億円を、地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整する。

- (5) 上記の結果、平成 19 年度の地方交付税については、15 兆 2,027 億円(前年度に比し 4.4% 減)を確保する。

- 3 平成 19 年度においては、児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、地方特例交付金を増額することとする。

- 4 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は 12 兆 5,108 億円(普通会計分 9 兆 6,529 億円、公営企業会計等分 2 兆 8,579 億円)とする。

- 5 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

- 6 地域経済の振興を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を行うこととし、財源の重点的配分を行う。

- (1) 投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針 2006」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成 19 年度においては、前年度に比し 14.9% 減額することとしているが、かい離是正を除いた場合は 3.0% 減額であり、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

- (2) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図ると

もに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

(3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(4) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

7 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度から3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債を合わせて5兆円規模の公的資金(財政融資資金、簡保資金及び公営公庫資金)の繰上償還(補償金なし)等を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとする。

8 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

9 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減や給与構造改革等に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は83兆1,261億円であり、前年度に比し、247億円減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)				
区	分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)	
I	地方税	403,728	348,983	54,745	15.7	
1	普通税	373,398	318,608	54,790	17.2	
2	目的税	30,330	30,375	△ 45	△ 0.1	
II	地方譲与税	7,091	37,324	△ 30,233	△ 81.0	
1	所得譲与税	0	30,094	△ 30,094	皆減	
2	地方道路譲与税	3,072	3,110	△ 38	△ 1.2	
3	石油ガス譲与税	140	142	△ 2	△ 1.4	
4	航空機燃料譲与税	167	158	9	5.7	
5	自動車重量譲与税	3,599	3,707	△ 108	△ 2.9	
6	特別とん譲与税	113	113	0	0.0	
III	地方特例交付金等	3,120	8,160	△ 5,040	△ 61.8	
IV	地方交付税	152,027	159,073	△ 7,046	△ 4.4	
V	国庫支出金	101,739	102,015	△ 276	△ 0.3	
1	義務教育職員給与費負担金	16,659	16,764	△ 105	△ 0.6	
2	その他普通補助負担金等	46,654	45,174	1,480	3.3	
	(ア) 生活保護費負担金	19,798	20,439	△ 641	△ 3.1	
	(イ) 児童保護費等負担金	5,010	6,149	△ 1,139	△ 18.5	
	(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	5,960	3,143	2,817	89.6	
	(エ) 児童手当交付金	4,320	3,371	949	28.2	
	(オ) その他の補助負担金等	11,566	12,072	△ 506	△ 4.2	
3	公共事業費補助負担金	28,543	30,007	△ 1,464	△ 4.9	
	(ア) 普通建設事業費補助負担金	28,251	29,706	△ 1,455	△ 4.9	
	(イ) 災害復旧事業費補助負担金	292	301	△ 9	△ 3.0	
4	失業対策事業費負担金	0	50	△ 50	皆減	
5	国有提供施設等所在市町村助成交付金	259	251	8	3.2	
6	施設等所在市町村調整交付金	66	64	2	3.1	
7	交通安全対策特別交付金	845	835	10	1.2	
8	電源立地地域対策等交付金	1,346	1,245	101	8.1	
9	特定防衛施設周辺整備調整交付金	186	135	51	37.8	
10	特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	21	33	△ 12	△ 36.4	
11	石油貯蔵施設立地対策等交付金	61	64	△ 3	△ 4.7	

区 分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (%)
12 地方道路整備臨時交付金	7,099	7,393	△ 294	△ 4.0
Ⅵ 地方債	96,529	108,174	△ 11,645	△ 10.8
Ⅶ 使用料及び手数料	16,455	16,450	5	0.0
Ⅷ 雑収入	50,572	51,329	△ 757	△ 1.5
歳入合計	831,261	831,508	△ 247	△ 0.0

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	平成19年度		平成18年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地方税	403,728	48.6	348,983	42.0
2 地方譲与税	7,091	0.9	37,324	4.5
3 地方特例交付金等	3,120	0.4	8,160	1.0
4 地方交付税	152,027	18.3	159,073	19.1
5 国庫支出金	101,739	12.2	102,015	12.2
6 地方債	96,529	11.6	108,174	13.0
7 使用料及び手数料	16,455	2.0	16,450	2.0
8 雑収入	50,572	6.0	51,329	6.2
歳入合計	831,261	100.0	831,508	100.0

(二) 歳入の概要

1 地方税

地方税の収入見込額は、道府県税 18 兆 8,524 億円、市町村税 21 兆 5,204 億円、合わせて 40 兆 3,728 億円である。

前年度に比し、道府県税は 3 兆 4,216 億円(22.2%)増加、市町村税は 2 兆 529 億円(10.5%)増加、合わせて 5 兆 4,745 億円(15.7%)増加している。地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	平成18年 度当初見 込額 (A)	平成19年度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成18年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道府県税							
Ⅰ 普通税							
1 道府県民税	35,973	63,313	62,069	△ 41	62,028	26,055	172.4
ア 個人均等割	558	602	596	—	596	38	106.8
イ 法人均等割	1,367	1,372	1,369	—	1,369	2	100.1

税 目	平成18年 度当初見 込額	平 成 19 年 度				比 較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	平成18年 度当初見 込額に対 する増減 収額	$(D)-(A)$	
		(A)	(B)	(C)	(B)+(C) (D)	(D)-(A)		
ウ 所得割	24,247	47,321	46,404	—	46,404	22,157	191.4	
エ 法人税割	7,460	10,028	9,710	△	41	9,669	2,209	129.6
オ 利子割	1,029	1,637	1,637	—	—	1,637	608	159.1
カ 配当割	643	969	969	—	—	969	326	150.7
キ 株式等譲渡 所得割	669	1,384	1,384	—	—	1,384	715	206.9
2 事業税	50,593	59,571	59,108	△	227	58,881	8,288	116.4
ア 個人	2,124	2,434	2,408	—	—	2,408	284	113.4
イ 法人	48,469	57,137	56,700	△	227	56,473	8,004	116.5
3 地方消費税	26,343	26,275	26,275	—	—	26,275	△ 68	99.7
ア 譲渡割	20,147	19,466	19,466	—	—	19,466	△ 681	96.6
イ 貨物割	6,196	6,809	6,809	—	—	6,809	613	109.9
4 不動産取得税	4,828	5,259	5,145	0	—	5,145	317	106.6
5 道府県たばこ 税	2,848	2,807	2,807	—	—	2,807	△ 41	98.6
6 ゴルフ場利用 税	583	561	562	—	—	562	△ 21	96.4
7 自動車税	17,659	17,518	17,477	—	—	17,477	△ 182	99.0
8 鉱区税	4	4	4	—	—	4	0	100.0
9 固定資産税 (特例分等)	90	108	108	—	—	108	18	120.0
道府県普通税 計	138,921	175,416	173,555	△	268	173,287	34,366	124.7
II 目的税								
1 自動車取得税	4,742	4,850	4,850	5	—	4,855	113	102.4
2 軽油引取税	10,620	10,336	10,359	1	—	10,360	△ 260	97.6
3 狩猟税	25	24	24	△	2	22	△ 3	88.0
道府県目的税 計	15,387	15,210	15,233	4	—	15,237	△ 150	99.0
III 道府県税計	154,308	190,626	188,788	△	264	188,524	34,216	122.2
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	84,333	104,275	103,096	△	100	102,996	18,663	122.1
ア 個人均等割	1,649	1,773	1,753	—	—	1,753	104	106.3
イ 法人均等割	3,929	3,904	3,902	—	—	3,902	△ 27	99.3
ウ 所得割	59,837	73,642	72,586	—	—	72,586	12,749	121.3
エ 法人税割	18,918	24,956	24,855	△	100	24,755	5,837	130.9
2 固定資産税	84,991	87,701	86,825	—	—	86,825	1,834	102.2
ア 土地	33,565	34,165	33,817	—	—	33,817	252	100.8
イ 家屋	34,498	36,073	35,662	—	—	35,662	1,164	103.4
ウ 償却資産	15,849	16,406	16,289	—	—	16,289	440	102.8
エ 交付金	977	957	957	—	—	957	△ 20	98.0
オ 納付金	102	100	100	—	—	100	△ 2	98.0

税目	平成18年 度当初見 込額	平成19年度				比較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	平成18年 度当初見 込額に対 する増減 収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
		(A)	(B)	(C)	$(B)+(C)$ (D)	(D)-(A)	(%)
3 軽自動車税	1,573	1,660	1,636	—	1,636	63	104.0
4 市町村たばこ税	8,750	8,618	8,618	—	8,618	△ 132	98.5
5 鉱産税	15	15	15	—	15	0	100.0
6 特別土地保有税	25	0	21	—	21	△ 4	84.0
市町村普通税計	179,687	202,269	200,211	△ 100	200,111	20,424	111.4
II 目的税							
1 入湯税	270	248	247	—	247	△ 23	91.5
2 事業所税	2,994	3,041	3,024	2	3,026	32	101.1
3 都市計画税	11,723	11,948	11,820	—	11,820	97	100.8
4 水利地益税等	1	0	0	—	0	△ 1	0.0
市町村目的税計	14,988	15,237	15,091	2	15,093	105	100.7
III 市町村税計	194,675	217,506	215,302	△ 98	215,204	20,529	110.5

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区分	平成18年 度当初見 込額	平成19年度			比較	
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	平成18年 度当初見 込額に対 する増減 収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
		(A)	(B)	(C)	$(B)+(C)$ (D)	(D)-(A)
道府県税	135,075	168,519	△ 268	168,251	33,176	124.6
市町村税	213,908	235,571	△ 94	235,477	21,569	110.1
合計	348,983	404,090	△ 362	403,728	54,745	115.7

附 表 平成19年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額
A 道 府 県 税	
1 道 府 県 民 税 (法 人) 国の税制改正に伴うもの	△ 41
2 事 業 税 (法 人) 国の税制改正に伴うもの	△ 227
3 不 動 産 取 得 税 非課税等特別措置の整理合理化等	0
4 自 動 車 取 得 税 低公害車に係る特例措置の見直し	5
5 軽 油 引 取 税 課税免除措置の一部の廃止	1
6 狩 猟 税 網・わな猟免許の分割に伴う狩猟税の税率の見直し	△ 2
道 府 県 税 合 計	△ 264
B 市 町 村 税	
1 市 町 村 民 税 (法 人) 国の税制改正に伴うもの	△ 100
2 事 業 所 税 非課税等特別措置の整理合理化等	2
市 町 村 税 合 計	△ 98
地 方 税 総 計	
地方税制の改正によるもの	6
国の税制の改正によるもの	△ 368
計	△ 362

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税目		課税標準額等	税率		
道	普通	個人	個人		
		1 均等割 (平成19年度課税見込人員59,192千人) 2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (平成19年度課税標準見込額1,277,838億円) (ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	1 均等割 標準税率 年額1,000円 2 所得割 (イ) <table border="1" data-bbox="981 488 1364 633"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の4</td> </tr> </tbody> </table> (ロ)・課税長期譲渡所得金額 100分の2 [ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2に相当する金額との合計額] ・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 [ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2] ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2 [ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の場合 100分の1.2] ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2 (ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額 (ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4				
府	府				
県	通				
民	税				
税	税				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 民 税	普 民 税	3 配当割 一定の上場株式等の配当等(特定配当等)の金額 (平成19年度課税標準見込額32,287億円)	3 配当割 一定税率 100分の3
		4 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額(特定株式等譲渡所得金額) (平成19年度課税標準見込額46,143億円)	4 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の3
道 府 民 税	普 民 税	法人等 1 均等割	法人等 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円 (ロ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 (ホ) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額20,000円
		2 法人税割 利子等に係る分離課税分(利子割) (平成19年度課税標準見込額32,733億円)	2 法人税割 標準税率 100分の5 制限税率 100分の6 一定税率 100分の5
道 府 民 税	普 民 税	法人	法人 標準税率
		1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額(各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額(収益配分額)と各事業年度の単年度損益との合計額)、資本金等の額(各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額)並びに所得及び清算所得	1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の3.8 年400万円超800万円以下 100分の5.5 年800万円超及び清算所得 100分の7.2 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の7.2
道 府 民 税	普 民 税	(2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得及び清算所得	(2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の5 年400万円超及び清算所得 100分の6.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の7.9] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の6.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の7.9] ② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の5

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 通 県 税	普 通 税	事 業 所 得(事業主控除及び事業専従者控除後の所得) (平成19年度課税標準見込額48,777億円) 事業主控除 年 290万円	年400万円超800万円以下 100分の7.3 年800万円超及び清算所得 100分の9.6 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の9.6 2 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 収入割 100分の1.3 制限税率 標準税率の1.2倍 個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
		地方消費税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額
	不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から平成21年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた住宅以外の家屋の取得については100分の3.5
	たばこ税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円
	ゴルフ場税	利用日数	標準税率 制限税率 1人1日につき 800円 1人1日につき1,200円
	自動車税	自動車の台数 (平成19年度課税見込台数52,946千台)	標準税率 1 乗用車(三輪の小型自動車を除く。) 営業用 総排気量 税額(年額) 1リットル以下 7,500円 1リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 2リットル以下 9,500円 2リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	3リットル以下 15,700円
			3リットル超 17,900円
府	動	通	3.5リットル以下 20,500円
			3.5リットル超 23,600円
県	車	税	4リットル以下 27,200円
			4リットル超 40,700円
税	税	車	自家用 総排気量 税額(年額)
			1リットル以下 29,500円
			1リットル超 34,500円
			1.5リットル以下 39,500円
			1.5リットル超 45,000円
			2リットル以下 51,000円
			2リットル超 58,000円
			2.5リットル以下 66,500円
			2.5リットル超 76,500円
			3リットル以下 88,000円
			3リットル超 111,000円
			2 トラック(三輪の小型自動車を除く。)
			営業用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)
			最大積載量 税額(年額)
			1トン以下 6,500円
			1トン超2トン以下 9,000円
			2トン超3トン以下 12,000円
			3トン超4トン以下 15,000円
			4トン超5トン以下 18,500円
			5トン超6トン以下 22,000円
			6トン超7トン以下 25,500円
			7トン超8トン以下 29,500円
			8トン超 29,500円
			に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額
			自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)
			最大積載量 税額(年額)
			1トン以下 8,000円
			1トン超2トン以下 11,500円
			2トン超3トン以下 16,000円
			3トン超4トン以下 20,500円
			4トン超5トン以下 25,500円
			5トン超6トン以下 30,000円
			6トン超7トン以下 35,000円
			7トン超8トン以下 40,500円
			8トン超 40,500円
			に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	けん引自動車
			営業用
府	通	動	小型自動車 年額 7,500円
			普通自動車 年額15,100円
県	車	税	自家用
			小型自動車 年額10,200円
税	税	車	普通自動車 年額20,600円
			被けん引自動車
			営業用
			小型自動車 年額3,900円
			普通自動車で8トン以下のもの 年額7,500円
			普通自動車で8トン超のもの
			7,500円に8トンを超える部分1
			トンまでごとに3,800円を加算し
			た額(年額)
			自家用
			小型自動車 年額5,300円
			普通自動車で8トン以下のもの 年額10,200円
			普通自動車で8トン超のもの
			10,200円に8トンを超える部分1
			トンまでごとに5,100円を加算し
			た額(年額)
			※トラックのうち最大乗車定員が4人
			以上であるものの税率は上記税額に
			次の区分に応じた額を加算した額。
			営業用
			総排気量 加算額
			1リットル以下 3,700円
			1リットル超
			1.5リットル以下 4,700円
			1.5リットル超 6,300円
			自家用
			総排気量 加算額
			1リットル以下 5,200円
			1リットル超
			1.5リットル以下 6,300円
			1.5リットル超 8,000円
			3 バス(三輪の小型自動車を除く。)
			営業用
			一般乗合用(路線定期運行の用に供
			するもの)
			乗車定員 税額(年額)
			30人以下 12,000円
			30人超40人以下 14,500円
			40人超50人以下 17,500円
			50人超60人以下 20,000円
			60人超70人以下 22,500円
			70人超80人以下 25,500円
			80人超 29,000円
			一般乗合用以外
			乗車定員 税額(年額)
			30人以下 26,500円
			30人超40人以下 32,000円
			40人超50人以下 38,000円
			50人超60人以下 44,000円
			60人超70人以下 50,500円
			70人超80人以下 57,000円
			80人超 64,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普 通	自 動 車 税	自家用 乗車定員 税額(年額) 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積 一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
			大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 標準税率 100分の1.4
府	税	固定資産税 (特例分等)	標準税率 100分の1.4
		自動車取得税 (平成19年度課税見込台数6,570千台)	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の3 上記以外の自動車 100分の5
		軽引取油税 (平成19年度課税標準見込量32,198千キロリットル)	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円
県	税 目	自動車取得税 (平成19年度課税見込台数6,570千台)	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の3 上記以外の自動車 100分の5
		軽引取油税 (平成19年度課税標準見込量32,198千キロリットル)	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円
税 目	税 目	狩猟者の登録 (平成19年度課税見込件数158千件)	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円
		狩猟者の登録 (平成19年度課税見込件数158千件)	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率				
市	普	個 人	個 人				
		1 均等割 (平成19年度課税見込人員59,192千人)	1 均等割 標準税率 年額 3,000円				
市	通	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (平成19年度課税標準見込額1,277,788億円)	2 所得割 (イ) <table border="1" data-bbox="981 481 1364 622"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の6</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6
			標準税率				
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6						
村	民	(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ) 課税長期譲渡所得金額 100分の3 [ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額との合計額 ・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 [ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の3 ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 [ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の場合 100分の1.8 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額				
		(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	法人等	法人等
		1 均等割	1 均等割
町	通		標準税率
			(イ) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
村	民		年額 3,000,000円
			(ロ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
税	税		年額 1,750,000円
			(ハ) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人
			年額 410,000円
			(ニ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 400,000円
			(ホ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人
			年額 160,000円
			(ヘ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 150,000円
			(ト) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人
			年額 130,000円
			(チ) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 120,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 普 通 村 税	市 町 村 民 税	2 法人税割	(り) 上記に掲げる 法人以外の法人 等 年額 50,000円 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の12.3 制限税率 100分の14.7
	固 定 資 産 税	1 土 地 賦課期日における価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、 ① 価格に税率を乗じて求める税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度分の課税標準となるべき価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額(特定のものについては、当該額に一定の特例率を乗じたもの。以下同じ。)を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額(以下「調整税額」という。)を超える場合には、当該宅地等に係る税額は調整税額によるものとする。 ② ①の適用を受ける場合に、調整税額が、当該年度分の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額を超える場合には、当該税額によるものとする。 ③ ①の適用を受ける場合に、調整税額が、当該年度分の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額に満たない場合には、当該税額によるものとする。 ④ 住宅用地のうち、前年度課税標準額を当該年度分の課税標準額となるべき価格で除して得た数値(以下「負担水準」という。)が0.8以上のものに係る税額は、当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額を超える場合には、当該税額によるものとする。 ⑤ 商業地等のうち、負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る税額は、前年度分の課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額によるものとする。 ⑥ 商業地等のうち、負担水準が0.7を超えるものに係る税額は、当該年度分の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額によるものとする。 また、農地(市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該農地の税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、当該農地の税額は、調整税額によるものとする。	標準税率 100分の1.4

税目		課税標準額等	税率
市 町 村	普通	<p>市街化区域農地(三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該市街化区域農地の価格の3分の1の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。</p> <p>三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地については、価格の3分の1の額(一定の市街化区域農地については一定の調整率を乗じて得た額)に税率を乗じて求める税額が、住宅用地と同様の措置により算定(一定の市街化区域農地については一定の調整率を勘案して算定)した税額を超える場合には、当該市街化区域農地の税額は、当該税額によるものとする。</p> <p>2 家屋 賦課期日における価格(特定のものについては一定の特例率を乗じたもの)</p> <p>3 償却資産 (イ) 賦課期日における価格(特定のものについては一定の特例率を乗じたもの) (ロ) 大規模の償却資産 (地方税法第349条の4及び第349条の5に規定する金額) (平成19年度課税標準見込額6,308,544億円)</p>	
		<p>交付金 国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの) 納付金 総務大臣が配分し、通知した固定資産の価格の2分の1</p>	一定率 100分の1.4
	<p>軽自動車税 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(側車付二輪自動車を含む。)の台数 (平成19年度課税見込台数38,341千台)</p>	<p>標準税率</p> <p>1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。) 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの 年額2,500円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,100円</p>	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普 通 税	軽自動車税	(ハ) 四輪以上のもの 乗 用 営業用 年額5,500円 自家用 年額7,200円 貨物用 営業用 年額3,000円 自家用 年額4,000円 3 二輪の小型自動車 年額4,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
		市たばこ 町こ 村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造 たばこの合計本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円
		鉦 産 税	鉦物の価格 標準税率 100分の1 (鉦物の掘採の作業場において1月間に 掘採された鉦物の価格が2百万円以下で ある場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉦物の掘採の作業場において1月間に 掘採された鉦物の価格が2百万円以下で ある場合は100分の0.9)
	特別 有 土地 税	※平成15年度以降当分の間課税停止	※平成15年度以降当分の間課税停止
町	目	入湯 湯	入湯日数 標準税率 1人1日につき150円
		事業 所 税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額 一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
		都 市 計 画 税	1 土地 固定資産税の課税標準となるべき価格 (住宅用地等特定のものについては、住宅 用地に係る都市計画税の課税標準の特例を 適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、 ① 価格に税率を乗じて求める税額が、前 年度分の課税標準額に、当該年度分の課 税標準となるべき価格に100分の5を乗 じて得た額を加算した額(特定のものにつ いては、当該額に一定の特例率を乗じ たもの。以下同じ。)を当該年度分の課税 標準となるべき額とした場合における税 額(以下「調整税額」という。)を超える場 合には、当該宅地等に係る税額は調整税 額によるものとする。 ② ①の適用を受ける場合に、調整税額 が、当該年度分の課税標準となるべき価 格に、住宅用地にあつては10分の8、商 業地等にあつては10分の6を乗じて得た 額を当該年度分の課税標準となるべき額 とした場合における税額を超える場合に は、当該税額によるものとする。 ③ ①の適用を受ける場合に、調整税額 が、当該年度分の課税標準となるべき価 格に10分の2を乗じて得た額を当該年度 分の課税標準となるべき額とした場合に おける税額に満たない場合には、当該税 額によるものとする。
村	都 市 計 画 税	1 土地 固定資産税の課税標準となるべき価格 (住宅用地等特定のものについては、住宅 用地に係る都市計画税の課税標準の特例を 適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、 ① 価格に税率を乗じて求める税額が、前 年度分の課税標準額に、当該年度分の課 税標準となるべき価格に100分の5を乗 じて得た額を加算した額(特定のものにつ いては、当該額に一定の特例率を乗じ たもの。以下同じ。)を当該年度分の課税 標準となるべき額とした場合における税 額(以下「調整税額」という。)を超える場 合には、当該宅地等に係る税額は調整税 額によるものとする。 ② ①の適用を受ける場合に、調整税額 が、当該年度分の課税標準となるべき価 格に、住宅用地にあつては10分の8、商 業地等にあつては10分の6を乗じて得た 額を当該年度分の課税標準となるべき額 とした場合における税額を超える場合に は、当該税額によるものとする。 ③ ①の適用を受ける場合に、調整税額 が、当該年度分の課税標準となるべき価 格に10分の2を乗じて得た額を当該年度 分の課税標準となるべき額とした場合に おける税額に満たない場合には、当該税 額によるものとする。	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 目 町 的 画 村 税	都	④ 住宅用地のうち、前年度課税標準額を当該年度分の課税標準額となるべき価格で除して得た数値(以下「負担水準」という。)が0.8以上のものに係る税額は、当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額を当該年度分の課税標準額となるべき額とした場合における税額を超える場合には、当該税額によるものとする。	
	市	⑤ 商業地等のうち、負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る税額は、前年度分の課税標準額を当該年度分の課税標準額となるべき額とした場合における税額によるものとする。	
	計	⑥ 商業地等のうち、負担水準が0.7を超えるものに係る税額は、当該年度分の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額によるものとする。 また、農地(市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該農地の税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、当該農地の税額は、調整税額によるものとする。	
	税	市街化区域農地(三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該市街化区域農地の価格の3分の2の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地については、価格の3分の2の額(一定の市街化区域農地については一定の調整率を乗じて得た額)に税率を乗じて求める税額が、住宅用地と同様の措置により算定(一定の市街化区域農地については一定の調整率を勘案して算定)した税額を超える場合には、当該市街化区域農地の税額は、当該税額によるものとする。	
	2 家 屋 固定資産税の課税標準となるべき価格(特定のものについては一定の率を乗じたもの)		
	水地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	共 施 設 同 税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	宅 開 発 地 税	宅地の面積	条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は7,091億円であり、前年度に比し、3兆233億円(81.0%)減少している。

このうち、所得譲与税は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、平成18年度をもって廃止することとしている。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	平成18年度 当初見込額	平成19年度			比 較	
		現行法に よる収入 見込額	制度改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C)	平成18年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)
1 所得譲与税	30,094	—	—	—	△ 30,094	皆減
2 地方道路譲与税	3,110	3,072	—	3,072	△ 38	98.8
3 石油ガス譲与税	142	140	—	140	△ 2	98.6
4 航空機燃料譲与税	158	167	—	167	9	105.7
5 自動車重量譲与税	3,707	3,599	—	3,599	△ 108	97.1
6 特別とん譲与税	113	113	—	113	0	100.0
合 計	37,324	7,091	—	7,091	△ 30,233	19.0

3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は3,120億円であり、前年度に比し、5,040億円(61.8%)減少している。

(1) 地方特例交付金

地方特例交付金は、平成18年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な額(平成19年度650億円)及び平成19年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な額(平成19年度470億円)を合算した額(平成19年度1,120億円)としている。

(2) 特別交付金

特別交付金は、減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されることに伴う経過措置として交付するものであり、平成19年度の交付額を4,000億円、平成20年度の交付額を2,000億円としていたが、地方税収の動向を踏まえ、総額(6,000億円)を変えない範囲で交付期間を2年から3年に延長し、平成19年度から平成21年度までの各年度の交付額を2,000億円としている。

4 地方交付税

地方交付税の総額は15兆2,027億円であり、前年度に比し、7,045億円(4.4%)減少している。
地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	(単位 百万円)					
	平成19年度 (A)	平成18年度			増 減 額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)
所 得 税(a)	16,545,000	12,788,000	1,782,000	14,570,000	3,757,000	1,975,000
酒 税(b)	1,495,000	1,572,000	—	1,572,000	△ 77,000	△ 77,000
小計(a)+(b) (c)	18,040,000	14,360,000	1,782,000	16,142,000	3,680,000	1,898,000
法 人 税(d)	16,359,000	13,058,000	2,751,000	15,809,000	3,301,000	550,000
消 費 税(e)	10,645,000	10,538,000	△ 53,000	10,485,000	107,000	160,000
た ば こ 税(f)	926,000	940,000	—	940,000	△ 14,000	△ 14,000
地 方 交 付 税(g)	14,619,635	13,742,474	2,142,536	15,885,010	877,161	△ 1,265,375
(1) (c)×32%	5,772,800	4,595,200	570,240	5,165,440	1,177,600	607,360
(2) (d)×34%	5,562,060	4,674,764	984,858	5,659,622	887,296	△ 97,562
(3) (e)×29.5%	3,140,275	3,108,710	△ 15,635	3,093,075	31,565	47,200
(4) (f)×25%	231,500	235,000	—	235,000	△ 3,500	△ 3,500
(5) 精 算 分	△ 87,000	△ 87,000	603,073	516,073	0	△ 603,073
(6) 地方交付税法附則第4条の2第2項、第3項及び第4項に基づく加算額	0	238,200	—	238,200	△ 238,200	△ 238,200
(7) 地方交付税法附則第4条の2第9項に基づく加算額	0	274,700	—	274,700	△ 274,700	△ 274,700
(8) 臨時財政対策特例加算額	0	702,900	—	702,900	△ 702,900	△ 702,900
返 還 金(h)	268	168	—	168	101	101
特別会計借入金(i)	0	1,161,000	—	1,161,000	△ 1,161,000	△ 1,161,000
特別会計借入金償還(j)	△ 586,900	△ 79,875	△ 533,600	△ 613,475	△ 507,025	26,575
借入金等利子充当分(k)	△ 566,100	△ 677,300	—	△ 677,300	111,200	111,200
剰余金の活用(l)	215,000	470,000	—	470,000	△ 255,000	△ 255,000
前年度からの繰越分(m)	1,520,841	1,290,788	—	1,290,788	230,053	230,053
翌年度への繰越分(n)	—	—	△ 1,520,841	△ 1,520,841	—	1,520,841
合 計(g)~(n)	15,202,745	15,907,255	88,095	15,995,350	△ 704,510	△ 792,605

※(1) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(2) 法人税に乘じる率について平成18年度は35.8%である。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、10兆1,739億円であり、前年度に比し、276億円(0.3%)減少している。
国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

		(単位 百万円)		
区 分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	
1 普通補助負担金等	6,331,196	6,193,652	137,544	
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,665,912	1,676,349	△ 10,437	
(2) その他普通補助負担金等	4,665,284	4,517,303	147,981	
(ア) 生活保護費負担金	1,979,811	2,043,877	△ 64,066	
(イ) 児童保護費等負担金	500,961	614,846	△ 113,885	
(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	596,026	314,338	281,688	
(エ) 児童手当交付金	431,961	337,083	94,878	
(オ) その他の補助負担金等	1,156,525	1,207,159	△ 50,634	
2 公共事業費補助負担金	2,854,324	3,000,735	△ 146,411	
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,825,108	2,970,610	△ 145,502	
(2) 災害復旧事業費補助負担金	29,216	30,125	△ 909	
3 失業対策事業費負担金	0	5,038	△ 5,038	
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,940	25,140	800	
5 施設等所在市町村調整交付金	6,600	6,400	200	
6 交通安全対策特別交付金	84,512	83,546	966	
7 電源立地地域対策等交付金	134,556	124,523	10,033	
8 特定防衛施設周辺整備調整交付金	18,639	13,500	5,139	
9 特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	2,058	3,318	△ 1,260	
10 石油貯蔵施設立地対策等交付金	6,139	6,367	△ 228	
11 地方道路整備臨時交付金	709,900	739,300	△ 29,400	
合 計	10,173,864	10,201,519	△ 27,655	

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は9兆6,529億円であり、前年度に比し、1兆1,645億円(10.8%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	
一 般 会 計 債	62,838	70,348	△	7,510
1 一 般 公 共 事 業	19,467	19,894	△	427
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,680	1,758	△	78
3 災 害 復 旧 事 業	408	426	△	18
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	6,439	8,302	△	1,863
(1) 学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	2,068	2,280	△	212
(2) 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	316	389	△	73
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	1,505	2,088	△	583
(4) 一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業	1,850	2,845	△	995
(5) 施 設 整 備 事 業 (一 般 財 源 化 分)	700	700		0
5 一 般 単 独 事 業	28,062	32,994	△	4,932
(1) 一 般 事 業	4,254	6,137	△	1,883
(2) 地 域 活 性 化 事 業	900	1,500	△	600
(3) 防 災 対 策 事 業	1,300	1,500	△	200
(4) 合 併 特 例 事 業	9,500	9,500		0
(5) 臨 時 地 方 道 整 備 事 業	9,300	10,009	△	709
(6) 臨 時 河 川 等 整 備 事 業	587	605	△	18
(7) 臨 時 高 等 学 校 整 備 事 業	721	743	△	22
(8) 地 域 再 生 事 業	1,500	3,000	△	1,500
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	2,966	3,039	△	73
(1) 辺 地 対 策 事 業	485	515	△	30
(2) 過 疎 対 策 事 業	2,481	2,524	△	43
7 首 都 圏 等 整 備 事 業	99	101	△	2
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	667	784	△	117
9 行 政 改 革 推 進 債	3,000	3,000		0
10 調 整 (不 交 付 団 体 分)	50	50		0
公 営 企 業 債	1,491	1,634	△	143
水 道 事 業 (上 水 道 分)	472	574	△	102
工 業 用 水 道 事 業	0	0		0
交 通 事 業	1,008	1,050	△	42
病 院 事 業	10	9		1
観 光 そ の 他 事 業 (駐 車 場 整 備 分)	1	1		0
減 税 補 て ん 債	0	4,520	△	4,520
臨 時 財 政 対 策 債	26,300	29,072	△	2,772
退 職 手 当 債	5,900	2,600		3,300
合 計	96,529	108,174	△	11,645

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画で「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成19年度地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成19年度から3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債と合わせて5兆円規模の公的資金(財政融資資金、簡保資金及び公営公庫資金)の繰上償還(補償金なし)等を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

参考表 平成19年度地方債計画

		(単位 億円)		
区	分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増減額 (A)-(B)
一	一般会計債			
1	一般公共事業	19,467	19,894	△ 427
2	公営住宅建設事業	1,680	1,758	△ 78
3	災害復旧事業	408	426	△ 18
4	教育・福祉施設等整備事業	6,439	8,302	△ 1,863
	(1) 学校教育施設等整備事業	2,068	2,280	△ 212
	(2) 社会福祉施設整備事業	316	389	△ 73
	(3) 一般廃棄物処理事業	1,505	2,088	△ 583
	(4) 一般補助施設整備等事業	1,850	2,845	△ 995
	(5) 施設整備事業(一般財源化分)	700	700	0
5	一般単独事業	28,062	32,994	△ 4,932
	(1) 一般事業	4,254	6,137	△ 1,883
	(2) 地域活性化事業	900	1,500	△ 600
	(3) 防災対策事業	1,300	1,500	△ 200
	(4) 合併特例事業	9,500	9,500	0
	(5) 臨時地方道整備事業	9,300	10,009	△ 709
	(6) 臨時河川等整備事業	587	605	△ 18
	(7) 臨時高等学校整備事業	721	743	△ 22
	(8) 地域再生事業	1,500	3,000	△ 1,500
6	辺地及び過疎対策事業	3,312	3,390	△ 78
	(1) 辺地対策事業	508	538	△ 30
	(2) 過疎対策事業	2,804	2,852	△ 48
7	首都圏等整備事業	99	101	△ 2
8	公共用地先行取得等事業	667	784	△ 117
9	行政改革推進債	3,000	3,000	0
10	調整(不交付団体分)	50	50	0
	計	63,184	70,699	△ 7,515
二	公営企業債			
1	水道事業	4,374	5,027	△ 653

区 分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)
2 工業用水道事業	295	444	△ 149
3 交通事業	2,990	3,180	△ 190
4 電気事業・ガス事業	63	61	2
5 港湾整備事業	550	523	27
6 病院事業	2,386	2,892	△ 506
7 介護サービス施設整備事業	20	57	△ 37
8 市場事業・と畜場事業	289	344	△ 55
9 地域開発事業	1,374	1,473	△ 99
10 下水道事業	15,275	16,377	△ 1,102
11 観光その他事業	108	197	△ 89
計	27,724	30,575	△ 2,851
合 計	90,908	101,274	△ 10,366
三公営企業借換債	2,000	2,000	0
四減税補てん債	—	4,520	△ 4,520
五臨時財政対策債	26,300	29,072	△ 2,772
六退職手当債	5,900	2,600	3,300
七国の予算等貸付金債	(437)	(501)	(△ 64)
総 計	(437)	(501)	(△ 64)
内訳	125,108	139,466	△ 14,358
普通会計分	96,529	108,174	△ 11,645
公営企業会計等分	28,579	31,292	△ 2,713
(資金区分)			
政府資金	32,800	38,500	△ 5,700
財政融資資金	32,800	33,700	△ 900
郵政公社資金	—	4,800	△ 4,800
〔郵便貯金資金〕		〔1,700〕	
〔簡易生命保険資金〕		〔3,100〕	
公営公庫資金	13,500	14,060	△ 560
(国の予算等貸付金)	(437)	(501)	(△ 64)
公的資金計	46,300	52,560	△ 6,260
民間等資金	78,808	86,906	△ 8,098
市場公募	34,000	35,000	△ 1,000
銀行等引受	44,808	51,906	△ 7,098

(備考)

- 平成19年度から3年間で、「三公営企業借換債」と合わせて5兆円規模の公的資金(財政融資資金、簡保資金及び公営公庫資金)の繰上償還(補償金なし)等を行うこととし、繰上償還の財源として必要に応じ民間等資金による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- そのほか、地方税の減収が生じる場合の減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、5億円の増加を見込み、1兆6,455億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、757億円の減少を見込み、5兆572億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳

(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は83兆1,261億円であり、前年度に比し、247億円減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第10表のとおりであり、歳出の構成比は第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

(単位 億円)

区 分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (%)
I 給 与 関 係 経 費	225,111	225,769	△ 658	△ 0.3
1 給与費(退職手当を除く)	200,847	204,825	△ 3,978	△ 1.9
(ア) 義務教育教職員	61,224	61,572	△ 348	△ 0.6
(イ) 警察関係職員	23,879	24,139	△ 260	△ 1.1
(ウ) 消防職員	12,030	11,843	187	1.6
(エ) 一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	103,714	107,271	△ 3,557	△ 3.3
2 退職手当	23,828	20,448	3,380	16.5
3 恩給費	436	496	△ 60	△ 12.1
II 一 般 行 政 経 費	261,811	251,857	9,954	4.0
1 国庫補助負担金等を伴う もの	112,300	107,286	5,014	4.7
(ア) 生活保護費	26,397	27,252	△ 855	△ 3.1
(イ) 児童保護費	10,020	12,299	△ 2,279	△ 18.5
(ウ) 障害者自立支援給付費	11,921	6,287	5,634	89.6
(エ) 老人医療給付費	15,426	14,467	959	6.6
(オ) 介護給付費	18,140	17,584	556	3.2
(カ) 児童手当	9,437	7,891	1,546	19.6
(キ) その他の一般行政経費	20,959	21,506	△ 547	△ 2.5
2 国庫補助負担金を伴わ ないもの	139,510	134,785	4,725	3.5
3 国民健康保険関係事業費	10,001	9,786	215	2.2
III 公 債 費	131,496	132,979	△ 1,483	△ 1.1
IV 維 持 補 修 費	9,766	9,768	△ 2	△ 0.0
V 投 資 的 経 費	152,328	168,889	△ 16,561	△ 9.8
1 直轄事業負担金	11,371	11,269	102	0.9
2 公共事業費	55,073	56,610	△ 1,537	△ 2.7
(ア) 普通建設事業費	54,675	56,194	△ 1,519	△ 2.7
(イ) 災害復旧事業費	398	416	△ 18	△ 4.3
3 失業対策事業費 (直轄、補助事業計)	0 66,444	99 67,978	△ 99 △ 1,534	皆減 △ 2.3
4 一 般 事 業 費	50,643	61,737	△ 11,094	△ 18.0
(ア) 普通建設事業費	49,912	60,593	△ 10,681	△ 17.6

区	分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
	(イ) 災害復旧事業費	731	1,144	△ 413	△ 36.1
5	特別事業費	35,241	39,174	△ 3,933	△ 10.0
	(ア) 過疎対策事業費	8,098	8,289	△ 191	△ 2.3
	(イ) 地域活性化事業費	1,151	1,930	△ 779	△ 40.4
	(ウ) 合併特例事業費	10,000	10,000	0	0.0
	(エ) 防災対策事業費	1,387	1,700	△ 313	△ 18.4
	(オ) 旧地域総合整備事業費 (継続事業分)	366	700	△ 334	△ 47.7
	(カ) 特別単独事業費	11,528	12,344	△ 816	△ 6.6
	(キ) 地域再生事業費	1,500	3,000	△ 1,500	△ 50.0
	(ク) 施設整備事業費(一般財 源化分)	1,211	1,211	0	0.0
	(地方単独事業計)	85,884	100,911	△ 15,027	△ 14.9
VI	公営企業繰出金	27,249	27,346	△ 97	△ 0.4
1	収益勘定繰出金	13,948	14,243	△ 295	△ 2.1
2	資本勘定繰出金	13,301	13,103	198	1.5
VII	地方交付税の不交付団体 における平均水準を超える 必要経費	23,500	14,900	8,600	57.7
	歳出合計	831,261	831,508	△ 247	△ 0.0

第10表 歳出の増減事由

(単位 億円)

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 658	△ 550	(イ) 児童保護費	△ 2,279	△ 1,140
1 給与費(退職手当を 除く)	△ 3,978	△ 3,870	(ウ) 障害者自立支援給付 費	5,634	2,817
(ア) 給与改定による増減	237	217	(エ) 老人医療給付費	959	967
(イ) 昇給等による増減	△ 461	△ 491	(オ) 介護給付費	556	556
(ウ) 給与構造改革による 増減	△ 1,021	△ 926	(カ) 児童手当	1,546	597
(エ) 地域民間給与の反映 等による増減	△ 543	△ 500	(キ) その他の一般行政経 費	△ 547	△ 56
(オ) 職員数による増減	△ 2,780	△ 2,758	2 国庫補助負担金を伴 わないもの	4,725	4,725
(カ) 特別職の給与等の改 定による増減	△ 163	△ 163	(ア) 一般行政経費	4,725	4,725
(キ) そ の 他	753	751	(イ) 追加財政需要	0	0
(a) 共済組合負担金の改 定による増減	593	591	3 国民健康保険関係事 業費	215	215
(b) そ の 他	160	160	III 公 債 費	△ 1,483	△ 1,483
2 退職手当	3,380	3,380	IV 維持補修費	△ 2	△ 2
3 恩給費	△ 60	△ 60	V 投資的経費	△ 16,561	△ 15,046
II 一般行政経費	9,954	8,467	1 直轄事業負担金	102	102
1 国庫補助負担金等を 伴うもの	5,014	3,527	(ア) 治山治水	△ 27	△ 27
(ア) 生活保護費	△ 855	△ 214	(イ) 道路整備	△ 20	△ 20
			(ウ) 農業農村整備	51	51
			(エ) そ の 他	98	98

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
2 公共事業費	△ 1,537	△ 73	5 特別事業費	△ 3,933	△ 3,933
(ア) 普通建設事業費	△ 1,519	△ 64	(ア) 過疎対策事業費	△ 191	△ 191
(a) 治山治水	△ 391	△ 106	(イ) 地域活性化事業費	△ 779	△ 779
(b) 道路整備	△ 188	△ 8	(ウ) 合併特例事業費	0	0
(c) 港湾空港鉄道等	△ 34	84	(エ) 防災対策事業費	△ 313	△ 313
(d) 住宅都市環境	△ 116	△ 4	(オ) 旧地域総合整備事業費(継続事業分)	△ 334	△ 334
(e) 生活環境施設整備	△ 197	△ 79	(カ) 特別単独事業費	△ 816	△ 816
(f) 農業農村整備	△ 294	△ 68	(キ) 地域再生事業費	△ 1,500	△ 1,500
(g) 森林水産基盤	△ 230	△ 61	(ク) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
(h) 調整費等	405	211	(地方単独事業計)	△ 15,027	△ 15,027
(i) 国庫負担かさ上げ	0	221	VI 公営企業繰出金	△ 97	△ 97
(j) その他	△ 474	△ 254	1 収益勘定繰出金	△ 295	△ 295
(イ) 災害復旧事業費	△ 18	△ 9	2 資本勘定繰出金	198	198
3 失業対策事業費	△ 99	△ 48	VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	8,600	8,600
(直轄、補助事業計)	△ 1,534	△ 19	歳出増減額の合計	△ 247	△ 111
4 一般事業費	△ 11,094	△ 11,094			
(ア) 普通建設事業費	△ 10,681	△ 10,681			
(イ) 災害復旧事業費	△ 413	△ 413			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区分	平成19年度		平成18年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	225,111	27.1	225,769	27.1
2 一般行政経費	261,811	31.5	251,857	30.3
3 公債費	131,496	15.8	132,979	16.0
4 維持補修費	9,766	1.2	9,768	1.2
5 投資的経費	152,328	18.3	168,889	20.3
6 公営企業繰出金	27,249	3.3	27,346	3.3
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	23,500	2.8	14,900	1.8
歳出合計	831,261	100.0	831,508	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は 22 兆 5,111 億円であり、前年度に比し、658 億円(0.3%)減少している。

地方財政計画上の職員数については、「基本方針 2006」における 5 年間で 5.7% の定員純減目標を踏まえ 34,358 人の純減としている。職員数の増減状況は第 12 表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、平成 17 年人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しに加え、「基本方針 2006」に沿って、地域民間給与の更なる反映等を見込んでいる。

(1) 給与費(退職手当を除く)

給与費(退職手当を除く。以下同じ。)の総額は 20 兆 847 億円であり、前年度に比し、3,978 億円(1.9%)減少している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、6 兆 1,224 億円となり、前年度に比し、348 億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は 2 兆 3,879 億円であり、前年度に比し、260 億円減少している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は 1 兆 2,030 億円であり、前年度に比し、187 億円増加している。なお、規模是正(3,000 人)による影響を除いた場合、前年度に比し、43 億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は 10 兆 3,714 億円であり、前年度に比し、3,557 億円減少している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は 2 兆 3,828 億円であり、退職者の増等を見込んだことにより、前年度に比し、3,380 億円(16.5%)増加している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は 436 億円であり、前年度に比し、60 億円(12.1%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

(単位 人)

職員区分	平成18年度 計画人員	増減数	平成19年度 計画人員
1 義務教育教職員	704,143	△ 722	703,421
(1) 小学校教職員	426,671	△ 947	425,724
(2) 中学校教職員	239,144	△ 51	239,093
(3) 特別支援学校教職員	38,328	276	38,604
2 非義務教育教員	249,378	△ 6,393	242,985
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	214,247	△ 2,712	211,535
(2) 大学教員	10,335	△ 3,355	6,980
(3) 幼稚園教員	24,796	△ 326	24,470
3 警察官	246,761	1,488	248,249
4 消防職員	144,153	[3,000] —	147,153
5 一般職員	1,089,670	[△ 3,000] △ 28,731	1,057,939
(1) 高校事務職員等	35,411	△ 293	35,118
(2) 警察事務職員	24,997	△ 108	24,889
(3) その他一般職員	1,025,432	[△ 3,000] △ 28,085	994,347
うち民間委託等推進分		△ 13,263	
(4) 補助職員等	3,830	△ 245	3,585
合計	2,434,105	[0] △ 34,358	2,399,747

(注) []内は規模是正数であり、外書きである。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は26兆1,811億円であり、前年度に比し、9,954億円(4.0%)増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は11兆2,300億円であり、前年度に比し、5,014億円(4.7%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第 13 表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年度 (A)			平成 18 年度 (B)			差引増減額 (A)-(B)			
	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計	
(内 閣 府 所 管)										
都道府県警察費補助金	29,811	25,083	54,894	29,937	25,210	55,147	△ 126	△ 127	△ 253	
そ の 他	28,422	2,713	31,135	29,034	2,689	31,723	△ 612	△ 24	△ 588	
内 閣 府 計	58,233	27,796	86,029	58,971	27,899	86,870	△ 738	△ 103	△ 841	
(総 務 省 所 管)										
市町村合併体制整備費補助金	5,845	—	5,845	4,020	—	4,020	1,825	—	1,825	
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,000	5,000	10,000	5,000	5,000	10,000	0	0	0	
そ の 他	75,112	1,024	76,136	23,431	30	23,461	51,681	994	52,675	
総 務 省 計	85,957	6,024	91,981	32,451	5,030	37,481	53,506	994	54,500	
(法 務 省 所 管)										
外国人登録事務委託費等	6,930	—	6,930	6,945	—	6,945	△ 15	—	△ 15	
(文 部 科 学 省 所 管)										
要保護児童生徒援助費補助金	750	750	1,500	699	699	1,398	51	51	102	
幼稚園就園奨励費補助金	18,453	37,719	56,172	18,145	37,074	55,219	308	645	953	
私立高等学校等経常費助成費補助金	100,961	—	100,961	100,961	—	100,961	0	—	0	
そ の 他	42,213	30,942	73,155	30,619	16,112	46,731	11,594	14,830	26,424	
文 部 科 学 省 計	162,377	69,411	231,788	150,424	53,885	204,309	11,953	15,526	27,479	
(厚 生 労 働 省 所 管)										
保健事業費等補助金	37,208	60,408	97,616	31,245	54,662	85,907	5,963	5,746	11,709	
結核医療費負担金	6,252	2,360	8,612	6,356	2,338	8,694	△ 104	△ 22	△ 82	
精神保健費等負担金	7,213	3,447	10,660	13,032	9,417	22,449	△ 5,819	△ 5,970	△ 11,789	
生活保護費負担金	1,979,811	659,937	2,639,748	2,043,877	681,292	2,725,169	△ 64,066	△ 21,355	△ 85,421	
身体障害者保護費負担金	1,564	1,473	3,037	59,309	59,218	118,527	△ 57,745	△ 57,745	△ 115,490	
障害者自立支援給付費等負担金	596,026	596,026	1,192,052	314,338	314,338	628,676	281,688	281,688	563,376	
老人医療給付費負担金	6,438	1,536,147	1,542,585	7,262	1,439,442	1,446,704	△ 824	96,705	95,881	
介護給付費負担金	—	1,814,008	1,814,008	—	1,758,376	1,758,376	—	55,632	55,632	
在宅福祉事業費補助金	6,330	9,125	15,455	12,940	15,734	28,674	△ 6,610	△ 6,609	△ 13,219	
児童保護費等負担金	500,961	501,072	1,002,033	614,846	615,044	1,229,890	△ 113,885	△ 113,972	△ 227,857	
児童手当交付金	431,961	511,755	943,716	337,083	452,057	789,140	94,878	59,698	154,576	
児童扶養手当給付費負担金	155,530	311,059	466,589	154,161	308,322	462,483	1,369	2,737	4,106	
保険基盤安定等負担金	44,369	94,104	138,473	43,003	89,266	132,269	1,366	4,838	6,204	
職業転換訓練費負担金	2,768	2,768	5,536	3,255	3,255	6,510	△ 487	△ 487	△ 974	
そ の 他	429,638	355,053	784,691	470,954	312,998	783,952	△ 41,316	42,055	739	
厚 生 労 働 省 計	4,206,069	6,458,742	10,664,811	4,111,661	6,115,759	10,227,420	94,408	342,983	437,391	

区 分	平成 19 年 度 (A)			平成 18 年 度 (B)			差引増減額(A)-(B)		
	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計
(農 林 水 産 省 所 管)									
農地保有合理化促進対策 費補助金	5,760	4,045	9,805	4,798	4,169	8,967	962 △	124	838
消費・安全対策推進交付 金	2,384	1,805	4,189	2,573	2,017	4,590 △	189 △	212 △	401
中山間地域等直接支払交 付金	22,146	—	22,146	22,146	—	22,146	0	—	0
そ の 他	31,215	6,695	37,910	43,683	9,760	53,443 △	12,468 △	3,065 △	15,533
農 林 水 産 省 計	61,505	12,545	74,050	73,200	15,946	89,146 △	11,695 △	3,401 △	15,096
(経 済 産 業 省 所 管)									
地域エネルギー開発利用 等促進対策費補助金	4,390	4,315	8,705	3,793	3,768	7,561	597	547	1,144
そ の 他	15,387	2,056	17,443	13,792	4,313	18,105	1,595 △	2,257 △	662
経 済 産 業 省 計	19,777	6,371	26,148	17,585	8,081	25,666	2,192 △	1,710	482
(国 土 交 通 省 所 管)									
地籍調査費負担金	12,277	12,277	24,554	13,574	13,574	27,148 △	1,297 △	1,297 △	2,594
そ の 他	15,665	14,508	30,173	15,670	14,229	29,899 △	5	279	274
国 土 交 通 省 計	27,942	26,785	54,727	29,244	27,803	57,047 △	1,302 △	1,018 △	2,320
(環 境 省 所 管)									
公害健康被害補償給付支 給事務費交付金等	14,379	7,791	22,170	14,507	8,364	22,871 △	128 △	573 △	701
(防 衛 省 所 管)									
募集事務地方公共団体委 託費等	203	—	203	215	—	215 △	12	— △	12

合 計	4,643,372	6,615,465	11,258,837	4,495,203	6,262,767	10,757,970	148,169	352,698	500,867
補助職員等の組替えによ る減	△ 28,826	—	△ 28,826	△ 29,411	—	△ 29,411	585	—	585
再 計	4,614,546	6,615,465	11,230,011	4,465,792	6,262,767	10,728,559	148,754	352,698	501,452

(注) 平成 18 年度は、平成 19 年度との比較対照のため、組替えをしている。

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、13 兆 9,510 億円であり、前年度に比し、4,725 億円(3.5%)増加している。なお、本年度においては、国庫補助負担金を伴わない投資的経費との一体的かい離是正分として 6,000 億円を増額計上しており、これを除いた場合は、13 兆 3,510 億円であり、前年度に比し、1,275 億円(0.9%)減少している。

本年度においては、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費を縮減する一方、地域において必要な行政課題に対して適切に対処するため、活力ある地方を創るための施策に財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金 1 兆 9,358 億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、5,700 億円を計上している。

(3) 国民健康保険関係事業費

保険基盤安定制度(保険料軽減分)3,899億円、国民健康保険の都道府県財政調整交付金5,102億円及び国保財政安定化支援事業1,000億円の合計1兆1億円を計上している。

3 公 債 費

平成19年度の地方債の元金償還金は13兆1,496億円(元金償還金10兆3,492億円、利払費2兆8,004億円)であり、前年度に比し、1,483億円(1.1%)減少している。

平成19年度における地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成19年度末の地方債現在高は139兆3,881億円と見込まれ、前年度末に比し、6,963億円(5.0%)減少する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

						(単位 億円)		
平成19年度償還金(A)			平成18年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元金	利子	計	元金	利子	計	元金	利子	計
103,492	28,004	131,496	103,849	29,130	132,979	△ 357	△ 1,126	△ 1,483

(参考表) 地方債見込現在高

				(単位 億円)	
平成18年度 末現在高 (A)	平成19年度			平成19年度 末見込現在 高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発	行	額		
	額	償	還	額	
	(B)		(C)		
1,400,844	96,529		103,492	1,393,881	△ 6,963

4 維持補修費

維持補修費の総額は9,766億円であり、前年度に比し、2億円(0.0%)減少している。

5 投資的経費

投資的経費の総額は15兆2,328億円であり、前年度に比し、1兆6,561億円(9.8%)減少している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないもの8兆5,884億円(前年度に比し1兆5,027億円の減少)については、国庫補助負担金を伴わない一般行政経費との一体的かい離是正分として1兆2,000億円を減額計上しており、これを除いた場合は、9兆7,884億円であり、前年度に比し、3,027億円(3.0%)減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は1兆1,371億円であり、前年度に比し、102億円(0.9%)増加している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は5兆5,073億円であり、前年度に比し、1,537億円(2.7%)減少している。このうち、普通建設事業費は5兆4,675億円で、前年度に比し、1,519億円(2.7%)減少しており、災害復旧事業費は398億円で、前年度に比し、18億円(4.3%)減少している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

(3) 失業対策事業費

平成18年度をもって特定地域開発就労事業が廃止されたことに伴い、失業対策事業費の計上を終了している。

第 15 表 直 轄 事 業

区 分	平成 19 年 度 (A)			計
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	
1 特 別 会 計				
(1) 治 水	549,097	233,693	44,126	826,916
河 川	285,218	136,362	—	421,580
砂 防	68,497	27,491	—	95,988
夕 ム	195,382	69,840	44,126	309,348
(2) 治 山	40,824	3,548	—	44,372
(3) 道 路 整 備	1,473,017	601,525	—	2,074,542
(4) 港 湾	172,629	71,112	2,765	246,506
(5) 空 港	244,407	5,710	—	250,117
(6) 農 業 農 村 整 備	143,923	28,087	—	172,010
計 (a)	2,623,897	943,675	46,891	3,614,463
2 一 般 会 計				
(1) 海 岸	16,465	6,228	—	22,693
農 林	2,633	1,067	—	3,700
運 輸	5,947	2,317	—	8,264
建 設	7,885	2,844	—	10,729
(2) 都 市 環 境	27,887	9,092	—	36,979
(3) 農 業 農 村 整 備	1,500	300	—	1,800
(4) 森 林 水 産 基 盤	13,724	4,378	—	18,102
(5) 災 害 関 連	2,009	958	—	2,967
(6) 災 害 復 旧	12,960	6,156	79	19,195
河 川 等	11,595	5,535	79	17,209
港 湾	488	223	—	711
道 路	721	336	—	1,057
山 林 施 設 等	156	62	—	218
(7) 調 整 費 等	48,757	16,442	—	65,199
計 (b)	123,302	43,554	79	166,935
既往年度における農業農村整備負担金等	—	149,880	—	149,880
再 計 (c)	123,302	193,434	79	316,815
総 計 (計 画 計 上 計 分) (a)+(c)	2,747,199	1,137,109	46,970	3,931,278

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (d)	82,144	38,738	4,311	125,193
(a) + (b) + (d)	2,829,343	1,025,967	51,281	3,906,591

- (注) 1 一般会計分の国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額で
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当該年度執行状況(d)」の区分の金額は、「1 特別会計」の「(6)農業

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成 18 年 度 (B)				増 減 額 (A)-(B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
563,460	236,300	47,951	847,711	△ 14,363	△ 2,607	△ 3,825	△ 20,795
292,833	140,141	—	432,974	△ 7,615	△ 3,779	—	△ 11,394
69,724	26,657	—	96,381	△ 1,227	834	—	△ 393
200,903	69,502	47,951	318,356	△ 5,521	338	△ 3,825	△ 9,008
40,307	3,639	—	43,946	517	△ 91	—	426
1,480,294	603,528	—	2,083,822	△ 7,277	△ 2,003	—	△ 9,280
170,324	65,584	2,255	238,163	2,305	5,528	510	8,343
229,572	7,190	—	236,762	14,835	△ 1,480	—	13,355
117,407	23,033	—	140,440	26,516	5,054	—	31,570
2,601,364	939,274	50,206	3,590,844	22,533	4,401	△ 3,315	23,619
16,443	6,052	—	22,495	22	176	—	198
2,625	1,075	—	3,700	8	△ 8	—	—
5,927	2,192	—	8,119	20	125	—	145
7,891	2,785	—	10,676	△ 6	59	—	53
28,739	9,479	—	38,218	△ 852	△ 387	—	△ 1,239
1,501	299	—	1,800	△ 1	1	—	—
12,417	4,099	—	16,516	1,307	279	—	1,586
2,006	961	—	2,967	3	△ 3	—	—
12,129	5,778	87	17,994	831	378	△ 8	1,201
10,745	5,144	87	15,976	850	391	△ 8	1,233
503	234	—	737	△ 15	△ 11	—	△ 26
721	336	—	1,057	—	—	—	—
160	64	—	224	△ 4	△ 2	—	△ 6
44,209	13,495	—	57,704	4,548	2,947	—	7,495
117,444	40,163	87	157,694	5,858	3,391	△ 8	9,241
—	147,496	—	147,496	—	2,384	—	2,384
117,444	187,659	87	305,190	5,858	5,775	△ 8	11,625
2,718,808	1,126,933	50,293	3,896,034	28,391	10,176	△ 3,323	35,244
127,742	47,697	4,793	180,232	△ 45,598	△ 8,959	△ 482	△ 55,039
2,846,550	1,027,134	55,086	3,928,770	△ 17,207	△ 1,167	△ 3,805	△ 22,179

ある。

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

農村整備」の区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成19年度(A)			平成18年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	388,132	394,764	782,896	416,636	405,351	821,987	△ 28,504	△ 10,587	△ 39,091
(2) 道路整備	346,184	257,495	603,679	364,117	258,341	622,458	△ 17,933	△ 846	△ 18,779
(3) 港湾空港鉄道等	76,378	162,217	238,595	88,168	153,823	241,991	△ 11,790	8,394	△ 3,396
(4) 住宅都市環境	742,095	870,749	1,612,844	753,285	871,185	1,624,470	△ 11,190	△ 436	△ 11,626
(5) 生活環境施設整備	160,689	237,333	398,022	172,553	245,202	417,755	△ 11,864	△ 7,869	△ 19,733
(6) 農業農村整備	330,192	266,455	596,647	352,821	273,244	626,065	△ 22,629	△ 6,789	△ 29,418
(7) 森林水産基盤整備	177,251	143,242	320,493	194,154	149,383	343,537	△ 16,903	△ 6,141	△ 23,044
(8) 調整費等	116,249	126,142	242,391	96,893	105,047	201,940	19,356	21,095	40,451
(9) 災害関連	13,843	8,201	22,044	13,243	7,892	21,135	600	309	909
小計	2,351,013	2,466,598	4,817,611	2,451,870	2,469,468	4,921,338	△ 100,857	△ 2,870	△ 103,727
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	89,694	△ 89,694	—	111,760	△ 111,760	—	△ 22,066	22,066	—
計 (a)	2,440,707	2,376,904	4,817,611	2,563,630	2,357,708	4,921,338	△ 122,923	19,196	△ 103,727
2 その他公共									
(1) 文教施設	129,325	132,539	261,864	128,622	131,120	259,742	703	1,419	2,122
(2) 厚生労働施設	82,305	36,970	119,275	85,125	42,578	127,703	△ 2,820	△ 5,608	△ 8,428
(3) 小笠原諸島振興開発事業	1,381	956	2,337	1,426	1,158	2,584	△ 45	△ 202	△ 247
(4) 防衛施設運営等関連施設	50,033	16,231	66,264	53,543	16,816	70,359	△ 3,510	△ 585	△ 4,095
(5) 都道府県警察施設	20,541	20,541	41,082	19,308	19,308	38,616	1,233	1,233	2,466
(6) 消防施設等	3,351	4,049	7,400	3,455	4,801	8,256	△ 104	△ 752	△ 856
(7) 豪雪地帯対策特別事業	124	124	248	128	128	256	△ 4	△ 4	8
(8) 過疎地域集落整備事業	556	934	1,490	588	987	1,575	△ 32	△ 53	△ 85
(9) 防災集団移転促進事業等	439	410	849	1,392	728	2,120	△ 953	△ 318	△ 1,271
(10) 離島振興特別事業	435	505	940	446	502	948	△ 11	3	△ 8
(11) 農村振興対策事業	45,099	21,865	66,964	52,089	34,893	86,982	△ 6,990	△ 13,028	△ 20,018
(12) その他	50,777	30,429	81,206	60,599	38,346	98,945	△ 9,822	△ 7,917	△ 17,739
小計	384,366	265,553	649,919	406,721	291,365	698,086	△ 22,355	△ 25,812	△ 48,167
(15) 新産都市等に対する国庫負担かさ上げ額	35	△ 35	—	259	△ 259	—	△ 224	224	—
計 (b)	384,401	265,518	649,919	406,980	291,106	698,086	△ 22,579	△ 25,588	△ 48,167
合計 (a)+(b)(c)	2,825,108	2,642,422	5,467,530	2,970,610	2,648,814	5,619,424	△ 145,502	△ 6,392	△ 151,894

区 分	平成 19 年度 (A)			平成 18 年度 (B)			増 減 額(A)-(B)		
	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一 般 公 共	28,623	7,864	36,487	29,341	8,555	37,896	△ 718	△ 691	△ 1,409
(2) 文 教 施 設	593	202	795	784	394	1,178	△ 191	△ 192	△ 383
(3) 災 害 予 備 費 等	—	2,500	2,500	—	2,500	2,500	—	—	—
計 (d)	29,216	10,566	39,782	30,125	11,449	41,574	△ 909	△ 883	△ 1,792
総 計(c)+(d)	2,854,324	2,652,988	5,507,312	3,000,735	2,660,263	5,660,998	△ 146,411	△ 7,275	△ 153,686

(4) 一 般 事 業 費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は5兆643億円であり、前年度に比し、1兆1,094億円(18.0%)減少している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として4兆9,912億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成18年発生災害及び現年発生災害に係る平成19年度における復旧事業費として731億円を計上している。

(5) 特 別 事 業 費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実を推進するための特別事業費の総額は3兆5,241億円であり、前年度に比し、3,933億円(10.0%)減少している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として8,098億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤の整備を推進するため、地域活性化事業費として1,151億円を計上している。

ウ 合併特例事業費

自主的な市町村の合併をより一層強力に推進するため、合併特例事業費として10,000億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として1,387億円を計上している。

オ 旧地域総合整備事業費(継続事業分)

平成13年度で廃止した地域総合整備事業の継続事業を実施するための事業費として366億円を計上している。

カ 特別単独事業費

(ア) 臨時地方道整備事業費

生活関連道路としての地方道等の整備を促進するため、臨時地方道整備事業費として1兆151億円を計上している。

(イ) 臨時高等学校整備事業費

高等学校の老朽校舎改築等の促進を図るため、臨時高等学校整備事業費として759億円を計上している。

(ウ) 臨時河川等整備事業費

中小河川及び河川環境等の整備を促進するため、臨時河川等整備事業費として618億円を計上している。

キ 地域再生事業費

地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体が事業を円滑に実施できるよう、地域再生事業費として1,500億円を計上している。

ク 施設整備事業費(一般財源化分)

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費(一般財源化分)として1,211億円を計上している。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は2兆7,249億円であり、前年度に比し、97億円(0.4%)減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは1兆8,915億円であり、前年度に比し、87億円(0.5%)増加している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は1兆3,948億円であり、前年度に比し、295億円(2.1%)減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)	
区	分	平成19年度(A)	平成18年度(B)	増減額(A)-(B)	
1	水道事業	449	509	△	60
2	交通事業	401	403	△	2
3	病院事業	3,941	4,008	△	67
4	下水道事業	8,191	8,323	△	132
5	その他の事業	966	1,000	△	34
	合 計	13,948	14,243	△	295

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は1兆3,301億円であり、前年度に比し、198億円(1.5%)増加している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分	平成19年度(A)	平成18年度(B)	増減額(A)-(B)		
1	水道事業	1,067	1,138	△	71	
2	交通事業	797	892	△	95	
3	病院事業	2,122	2,122		0	
4	下水道事業	6,635	6,000		635	
5	その他の事業	2,680	2,951	△	271	
	合 計	13,301	13,103		198	

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、8,600億円(57.7%)の増加を見込み、2兆3,500億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は23兆4,197億円であり、前年度に比し、3,808億円増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で17兆9,124億円(前年度に比し5,444億円の増加)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆4,675億円(前年度に比し1,519億円の減少)、災害復旧事業費で398億円(前年度に比し18億円の減少)である。また、平成18年度をもって特定地域開発就労事業が廃止されたことに伴い、失業対策事業費の計上を終了している。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第 19 表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年度 (A)			平成 18 年度 (B)			増 減 額(A)-(B)		
	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
A 普通補助負担金等 関係									
1 内閣府所管	58,233	27,796	86,029	58,971	27,899	86,870	△ 738	△ 103	△ 841
2 総務省所管	85,957	6,024	91,981	32,451	5,030	37,481	53,506	994	54,500
3 法務省所管	6,930	—	6,930	6,945	—	6,945	△ 15	—	△ 15
4 外務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 財務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 文部科学省所管	162,377	69,411	231,788	150,424	53,885	204,309	11,953	15,526	27,479
7 厚生労働省所管	4,206,069	6,458,742	10,664,811	4,111,661	6,115,759	10,227,420	94,408	342,983	437,391
8 農林水産省所管	61,505	12,545	74,050	73,200	15,946	89,146	△ 11,695	△ 3,401	△ 15,096
9 経済産業省所管	19,777	6,371	26,148	17,585	8,081	25,666	2,192	△ 1,710	482
10 国土交通省所管	27,942	26,785	54,727	29,244	27,803	57,047	△ 1,302	△ 1,018	△ 2,320
11 環境省所管	14,379	7,791	22,170	14,507	8,364	22,871	△ 128	△ 573	△ 701
12 防衛省所管	203	—	203	215	—	215	△ 12	—	△ 12
小計(1～12)	4,643,372	6,615,465	11,258,837	4,495,203	6,262,767	10,757,970	148,169	352,698	500,867
13 義務教育職員給 与費	1,665,912	4,987,669	6,653,581	1,676,349	4,933,738	6,610,087	△ 10,437	53,931	43,494
計(1～13)	6,309,284	11,603,134	17,912,418	6,171,552	11,196,505	17,368,057	137,732	406,629	544,361
B 公共事業費補助負 担金関係									
1 普通建設事業費	2,825,108	2,642,422	5,467,530	2,970,610	2,648,814	5,619,424	△ 145,502	△ 6,392	△ 151,894
2 災害復旧	29,216	10,566	39,782	30,125	11,449	41,574	△ 909	△ 883	△ 1,792
計(1～2)	2,854,324	2,652,988	5,507,312	3,000,735	2,660,263	5,660,998	△ 146,411	△ 7,275	△ 153,686
C 失業対策事業費負 担金関係	—	—	—	5,038	4,823	9,861	△ 5,038	△ 4,823	△ 9,861
総計(A+B+C)	9,163,608	14,256,122	23,419,730	9,177,325	13,861,591	23,038,916	△ 13,717	394,531	380,814

(注) 平成 18 年度は、平成 19 年度との比較対照のため、組替えをしている。

第 20 表 地方財政法第 10 条から第 10 条の 3 まで及び
第 34 条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総 括 表

(単位 百万円)

区 分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第 10 条関係経費	5,529,590	9,448,194	14,977,784
地方財政法第 10 条の 2 関係経費	1,462,271	1,314,675	2,776,946
地方財政法第 10 条の 3 関係経費	29,374	8,037	37,681
地方財政法第 34 条関係経費	1	—	1
総 計	7,021,236	10,771,176	17,792,412

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与に要する経費 (退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)	1,665,912	3,331,824	4,997,736
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	34,382	31,081	65,463
	4 生活保護に要する経費	1,979,811	659,937	2,639,747
	5 感染症の予防に要する経費	7,723	3,816	11,539
10	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,043	1,043	2,086
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	86,064	79,157	165,221
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	—	1
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	221,539	221,539	443,078
	10 婦人相談所に要する経費	838	838	1,675
	11 知的障害者の援護に要する経費	295,977	295,977	591,954
	12 老人保健事業に要する経費	24,745	1,582,199	1,606,944
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	58,099	1,876,354	1,934,453
	14 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所を除く。)並びに里親に要する経費	460,136	460,136	920,272
	15 児童手当に要する経費	431,961	511,755	943,716
	16 国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行並びに国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する経費	44,369	44,995	89,364
	17 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,538	387	1,924
	18 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	34,891	11,630	46,521
	19 児童扶養手当に要する経費	155,530	311,059	466,589
	20 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,656	2,656	5,313
	21 家畜伝染病予防に要する経費	2,526	2,113	4,639
	22 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	424	424	847
	23 森林病虫害等の防除に要する経費	751	721	1,473

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	12,277	12,277	24,554
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	4,276	4,276	8,552
10	26 公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	2,000	2,000	4,000
27	消防庁長官の指示を受けた緊急消防援助隊の出動に要する経費	26	—	26
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	96	—	96
	計	5,529,590	9,448,194	14,977,784
10の2	1～3,5 普通建設事業に要する経費	1,456,750	1,309,154	2,765,904
4	公営住宅の建設に要する経費	5,521	5,521	11,042
	計	1,462,271	1,314,675	2,776,946
10の3	1 災害救助事業に要する経費	200	200	400
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
3～9	災害復旧事業に要する経費	29,034	7,967	37,001
	計	29,374	8,307	37,681
34	引揚者の援護に要する経費	1	—	1
	計	1	—	1

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。